

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																				
高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱																				
<p>第1条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この補給金は、かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金を借り受ける者<del>の</del>の債務保証を引き受ける保証機関に対し、県が予算の範囲内で保証料補給を行い、<u>かつお一本釣漁業者の経営の安定に資することを目的とする。</u></p> <p>(保証機関)</p> <p>第3条 県は、全国漁業信用基金協会高知支所<del>又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会（以下「保証機関」という。）</del>がかつお一本釣漁船建造等支援資金に保証を行う場合に、<u>保証機関</u>に対して保証料補給を行うものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この要綱により保証料補給の対象となる者（以下「<u>融資対象者</u>」という。）は、<u>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱第3条で規定する融資対象者</u>とする。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) <u>削除</u></p> <p>(対象資金等)</p> <p>第5条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>資金の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保証料補給対象</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td><u>保証機関</u>が別途定める</td> </tr> <tr> <td>保証料補給率</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保証料補給期間</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>第6条 (略)</p>	資金の種類	略	保証料補給対象	略	保証料	<u>保証機関</u> が別途定める	保証料補給率	略	保証料補給期間	略	<p>第1条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この補給金は、かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金を借り受ける<u>漁業者</u>の債務保証を引き受ける保証機関に対し、県が予算の範囲内で保証料補給を行い、<u>漁業者の負担を軽減することによりかつお一本釣漁船の建造等を促進し、当該漁業者の経営の安定に資することを目的とする。</u></p> <p>(保証機関)</p> <p>第3条 県は、全国漁業信用基金協会高知支所<u>（以下「基金協会」という。）</u>がかつお一本釣漁船建造等支援資金に保証を行う場合に、<u>基金協会</u>に対して保証料補給を行うものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この要綱により保証料補給の対象となる漁業者（以下「対象漁業者」という。）は、<u>県内に居住し、又は事業所を設置し、かつお一本釣漁業を開始する者又は営む者であって、次の要件を全て満たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>県内の漁業協同組合に所属する組合員であること。</u></p> <p>(2) <u>貸付対象漁船の従事者として、1名以上の県内漁業者を雇用していること。</u></p> <p>(3) <u>貸付対象漁船が本県に船籍を有すること。</u></p> <p>(4) <u>県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</u></p> <p>(対象資金等)</p> <p>第5条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>資金の種類</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保証料補給対象</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td><u>基金協会</u>が別途定める</td> </tr> <tr> <td>保証料補給率</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>保証料補給期間</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>第6条 (略)</p>	資金の種類	略	保証料補給対象	略	保証料	<u>基金協会</u> が別途定める	保証料補給率	略	保証料補給期間	略
資金の種類	略																				
保証料補給対象	略																				
保証料	<u>保証機関</u> が別途定める																				
保証料補給率	略																				
保証料補給期間	略																				
資金の種類	略																				
保証料補給対象	略																				
保証料	<u>基金協会</u> が別途定める																				
保証料補給率	略																				
保証料補給期間	略																				

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>(融資手続及び保証料補給承認申請手続)</p> <p>第7条 <b>融資対象者</b>は、第5条に定める資金の所定の借入申込書に別記第1号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書(以下「保証料補給依頼書」という。)を添えて融資機関に提出しなければならない。</p> <p>2 保証料補給依頼書の提出を受けた融資機関は、債務保証協議書に保証料補給依頼書を添えて、<b>保証機関</b>に提出しなければならない。</p> <p>3 <b>保証機関</b>は、債務保証協議を受けた場合には、内容を十分審査の上、適当であると認める者については、債務保証協議書及び借入申込書の写しを添えて、別記第2号様式による保証料補給承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(保証料補給承認通知)</p> <p>第8条 知事は、前条の保証料補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認めるものについては、別記第3号様式による保証料補給承認書により<b>保証機関</b>に通知するものとする。</p> <p>(実行及び報告)</p> <p>第9条 <b>保証機関</b>は、前条の通知を受け、保証した後10日以内に別記第4号様式による保証実行報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <b>保証機関</b>は、保証の中止又は変更等が生じた場合は、10日以内にその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>(繰上償還の報告)</p> <p>第10条 <b>保証機関</b>は、<b>融資対象者</b>から、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金の全部又は一部の繰上償還があったことを知った日から10日以内に別記第5号様式による繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、貸付元本が第6条に規定する保証上限額を超えているものに係る繰上償還金については、保証料補給対象部分から充当するものとする。</p> <p>(関係書類の保管)</p> <p>第11条 <b>保証機関</b>及び<b>融資対象者</b>は、当該借入れに係る関係書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。</p> <p>(保証料補給の請求及び交付)</p> <p>第12条 <b>保証機関</b>は、別記第6号様式による保証料補給金請求書に別記第7号様式による保証料補給金計算書を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。</p>	<p>(融資手続及び保証料補給承認申請手続)</p> <p>第7条 <b>対象漁業者</b>は、第5条に定める資金の所定の借入申込書に別記第1号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書(以下「保証料補給依頼書」という。)を添えて融資機関に提出しなければならない。</p> <p>2 保証料補給依頼書の提出を受けた融資機関は、債務保証協議書に保証料補給依頼書を添えて、<b>基金協会</b>に提出しなければならない。</p> <p>3 <b>基金協会</b>は、債務保証協議を受けた場合には、内容を十分審査の上、適当であると認める者については、債務保証協議書及び借入申込書の写しを添えて、別記第2号様式による保証料補給承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(保証料補給承認通知)</p> <p>第8条 知事は、前条の保証料補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認めるものについては、別記第3号様式による保証料補給承認書により<b>基金協会</b>に通知するものとする。</p> <p>(実行及び報告)</p> <p>第9条 <b>基金協会</b>は、前条の通知を受け、保証した後10日以内に別記第4号様式による保証実行報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <b>基金協会</b>は、保証の中止又は変更等が生じた場合は、10日以内にその旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>(繰上償還の報告)</p> <p>第10条 <b>基金協会</b>は、<b>対象漁業者</b>から、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金の全部又は一部の繰上償還があったことを知った日から10日以内に別記第5号様式による繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、貸付元本が第6条に規定する保証上限額を超えているものに係る繰上償還金については、保証料補給対象部分から充当するものとする。</p> <p>(関係書類の保管)</p> <p>第11条 <b>基金協会</b>及び<b>対象漁業者</b>は、当該借入れに係る関係書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。</p> <p>(保証料補給の請求及び交付)</p> <p>第12条 <b>基金協会</b>は、別記第6号様式による保証料補給金請求書に別記第7号様式による保証料補給金計算書を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。</p>
--	--

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>(保証料補給契約) 第 13 条 県と保証機関との間で締結する保証料補給契約書は、別に定めるものとする。</p> <p>(書類の検査及び報告) 第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、融資対象者、融資機関及び保証機関の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。</p> <p>(保証料補給金の返還等) 第 15 条 知事は、保証機関がこの要綱に違反したと認めるとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき保証料補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した保証料補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 2 知事は、融資対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該借入金に対する保証料補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(延滞金) 第 16 条 保証機関は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。 2 (略)</p> <p>第 17 条～第 18 条 (略)</p> <p>(附則) (略) <u>(附則)</u> <u>この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。</u></p>	<p>(保証料補給契約) 第 13 条 県と基金協会との間で締結する保証料補給契約書は、別に定めるものとする。</p> <p>(書類の検査及び報告) 第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、対象漁業者、融資機関及び基金協会の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。</p> <p>(保証料補給金の返還等) 第 15 条 知事は、基金協会がこの要綱に違反したと認めるとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき保証料補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した保証料補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 2 知事は、対象漁業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該借入金に対する保証料補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(延滞金) 第 16 条 基金協会は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。 2 (略)</p> <p>第 17 条～第 18 条 (略)</p> <p>(附則) (略)</p>
---	---

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>別記 第1号様式（第7条関係） 高知かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書 年 月 日</p> <p>高知県知事 様 (申請書) 住所 ※1氏名 ※2生年月日</p> <p>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱第7条第1項の規定により保証料補給を受けたいので、関係書類の写しを添えて申し込みます。</p>	<p>別記 第1号様式（第7条関係） 高知かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書 年 月 日</p> <p>高知県知事 様 (申請書) 住所 氏名 生年月日</p> <p>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱第7条第1項の規定により保証料補給を受けたいので、関係書類の写しを添えて申し込みます。</p>																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">利用予定資金名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>借入予定額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>借入予定日</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">償還完了予定日</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>対象船名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>融資予定先 (金融機関名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	利用予定資金名				借入予定額				借入予定日		償還完了予定日		対象船名				融資予定先 (金融機関名)				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">利用予定資金名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>借入予定額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>借入予定日</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">償還完了予定日</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>対象船名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>融資予定先 (金融機関名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	利用予定資金名				借入予定額				借入予定日		償還完了予定日		対象船名				融資予定先 (金融機関名)			
利用予定資金名																																									
借入予定額																																									
借入予定日		償還完了予定日																																							
対象船名																																									
融資予定先 (金融機関名)																																									
利用予定資金名																																									
借入予定額																																									
借入予定日		償還完了予定日																																							
対象船名																																									
融資予定先 (金融機関名)																																									
<p><u>(注) 法人の場合は、※の項目には次の事項を記入してください。</u> ※1 法人名及び代表者の役職・氏名 ※2 設立年月日</p>																																									